

## 【参考⑧】

### 【注意！】

こちらは令和3年度の内容となります。あくまでも「ご参考」にさせていただきます。  
令和4年度においては開催要項が決定次第、改めてご案内いたします。  
必ず「令和4年度」のご案内をご確認下さい。

## 「令和3年度沖縄県主任介護支援専門員研修」開催要項（抜粋）

### 1. 対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、次の（1）から（5）すべての要件を満たしている者

- (1) 原則、沖縄県で介護支援専門員として従事・管理している者、又は従事していた者。
- (2) 専門研修課程Ⅰ及びⅡ（更新研修を兼ねる）の修了者。  
※令和3年度沖縄県介護支援専門員「専門研修課程Ⅱ」を現在受講中の方は、修了見込みでお申込み可能です。  
ただし、修了証明書の写しを令和3年9月30日（木）必着でご提出下さい。
- (3) 実践事例を提出することができる。（受講決定通知と併せて案内します。）
- (4) すべての研修課程を受講できる。
- (5) 次のいずれかに該当する者。

該当要件	提出書類
<b>1. 実務経験が5年(60ヶ月)以上</b> 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である。地域包括支援センターに介護予防プランナーとして従事した期間も含むこととする。（但し、管理者との兼務は期間として算定可能です。）	・実務経験証明書 （様式2又は3）
<b>2. 実務経験が3年(36ヶ月)以上</b> ケアマネジメントリーダー養成研修（H14～H17年度）を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定するケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である。（但し、管理者との兼務は期間として算定可能です。）	・実務経験証明書 （様式2又は3） ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し、または、日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し
<b>3. 主任介護支援専門員に準ずるもの</b> 「主任介護支援専門員に準ずる者」として、地域包括支援センターに配置されている者。 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者（「地域包括支援センターの手引き」厚生労働省老健局より引用）。	・実務経験証明書 （様式2又は3） ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し ・地域包括支援センター在籍証明書（様式4）

### 【主任介護支援専門員とは】

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

介護支援専門員主任研修とは、あくまでも自身のキャリアアップを図った研修となります。

**介護支援専門員の「更新研修」とは別に位置し、主任研修をうけたことで、証の更新をすることはできません。ご注意ください。**

2. 募集定員 Zoomを活用したオンライン研修： 80名

### 3. 受講場所

ご自宅や勤務先等

（Zoomを活用したオンライン研修のため、各自、職場や自宅など研修場所の確保をお願いします。）

## 【参考⑧】

### 4. 日程及び研修内容

研修全体の所要時間 72.25 時間

※研修はすべてZOOM機能を利用したオンライン研修となりますので、会場にお越しいただく必要はございません。

※10月1日～11日及び10月14～25日は、講義科目において、**事前動画視聴期間**を設けております。ご自身のご都合の良い時間帯でのご視聴が可能です。(講義視聴後の課題を提出した方のみ、修了評価テストを受けることができます。)

### 5. 申込提出書類

※提出書類は、要件により異なりますので、漏れのないようにし、提出書類の控え(写し)は必ず手元でも保管して下さい。

※以前に主任の資格を有しており、現在主任の有効期限の過ぎた方は、提出物が一部免除されます。

下記の内容をご確認ください。

#### 【今回初めて主任介護支援専門員研修を受講される方】

##### ◆全員提出

No.	書類・データ	留意事項など
1	受講申込入力フォーム(グーグルフォーム)	上記(1)①～④をご確認ください。
2	(様式1) 申込書	郵送にて提出する。 ※令和3年度沖縄県介護支援専門員「専門研修課程Ⅱ」を現在受講中の方は、修了見込みでお申込み可能です。ただし、修了証明書の写しを <b>令和3年9月30日(木)必着</b> で郵送にてご提出ください。
3	(様式2) 実務経験証明書、または (様式3) 実務経験証明書(地域包括支援センター勤務分)	
4	介護支援専門員専門研修課程Ⅰの修了証明書の写し	
5	介護支援専門員専門研修課程Ⅱの修了証明書の写し	
6	実践事例(受講決定後)	

##### ◆該当者提出

No.	書類・データ	留意事項など
1	ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し	郵送にて提出する。
2	日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し	
3	(様式4) 地域包括支援センター在籍証明書	
4	介護支援専門員証の写し(沖縄県以外の都道府県で登録のある方)	

#### 【主任介護支援専門員証の有効期限が過ぎた方】

No.	書類・データ	留意事項など
1	受講申込入力フォーム(グーグルフォーム)	上記(1)①～④をご確認ください。
2	(様式1) 申込書	郵送にて提出する。
3	主任介護支援専門員の修了証明書の写し	
4	実践事例(受講決定後)	様式や詳細については、受講決定通知の際に改めて案内いたします。

## 【参考⑧】

### 6. 申込・受講に関するQ&A(よくある質問)

No.	Q&A	内 容
1	Q	パートをしていた「非常勤」の間は算定できますか？
	A	算定できません。常勤専従の期間に限ります。
2	Q	基礎資格（看護師等）との兼務期間は算定できますか？
	A	算定できません。介護支援専門員として常勤専従した期間に限ります。但し、介護支援専門員として勤務する事業所の管理者（事業所の種類には制限はない。）としての兼務期間は算定できます。 ※相談員との兼務は算定不可。 ※介護支援専門員として勤務し、併設する別事業所の管理者としての勤務は算定不可。
3	Q	実務経験証明書及び本人申立書にある、常勤時間数とはどのように記入すればよろしいですか。
	A	常勤時間数とは、 <b>就業規則等で事業所ごとに定められている時間数</b> となります。 【例】週に 35 時間介護支援専門員として従事している。 ※当該事業所の就業規則等で定められている常勤時間数は週 40 時間である。  【回答】週 40 時間を常勤時間数として届けていた場合は、介護支援専門員として週 40 時間就業していないと、「常勤」とはなりません。 この例でいくと、就業時間数が週 40 時間を下回っているため、「常勤」には当たらないため、「専任の介護支援専門員」とは言えません。従事期間には算定できませんのでご注意ください。
4	Q	過去に勤めた事業所が廃業しており、実務経験証明書の取得が困難な場合、どうすればいいですか？
	A	①事業所を運営していた法人にて証明書の作成を依頼してください。 ②①で対応できない場合、もしくは、法人も廃業している場合、申込者が「本人申立書」を申請し、また、雇用されていたことを証明するもの（雇用保険、年金記録等の証明書の写し等）を添付してください。 ※「本人申立書」様式については、「14. 実施主体・問合せ先・受講申込書送付先」まで <a href="#">E-mail</a> 又は <a href="#">FAX</a> にてご連絡ください。
5	Q	日程の一部について受講できない日があります。来年度、未受講分だけ受講できますか？
	A	できません。全過程を受講できる方が対象です。 但し、研修当日にやむを得ない事情により欠席した場合（沖縄県が「やむを得ない事情」と認めた場合）、次年度に限り未受講分を受講することが可能です。その場合は受講延長の申請をし、全課程を修了した時点で修了証明書が発行されます。（※やむを得ない事情とは、事故や忌引など。）
6	Q	現在居宅介護支援事業所において管理者をしています。主任の資格を取得しないといけませんか？
	A	「介護保険最新情報」Vol843 において、令和 3 年 3 月 31 日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予することとなりました。 《参照：介護保険最新情報 Vol843》

## 【参考⑧】

No.	Q&A	内 容
7	Q	令和3年4月1日以降に居宅介護支援事業所の管理者となる予定があります。主任介護支援専門員の資格を取得しないといけませんか？
	A	「介護保険最新情報」Vol843において、令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。となりました。 <a href="#">《参照：介護保険最新情報 Vol843》</a>
8	Q	現在、介護支援専門員として従事しておりませんが、主任介護支援専門員研修の申込対象となりますか？
	A	対象となります。ただし、実践事例の提出が必須となるため、以前勤務していた事業所等の許可を得たうえで実践事例のご提出をお願いします。
9	Q	オンライン研修とのことですが、何を準備すればよいですか。
	A	パソコンをご準備いただき、ZOOM機能を利用しての、ライブ配信研修となります。ネット環境があるのであれば、ご自宅でも、事業所でも受講可能となります。その際、お使いになるパソコン、タブレットには、カメラ機能と、音声の機能が付いている事が必須となります。 ※講義部分を事前に「動画配信」し、視聴する期間を設けております。その際にもネット環境が必須となります。 ※通信料は、受講者負担とさせていただきます。ご使用の端末のご契約内容等にてご確認ください。
10	Q	ZOOM機能を利用したことがないので、ちゃんと研修を受講できるか不安です。
	A	事前に各自ZOOMのアプリをダウンロードいただく必要がございます。ダウンロードの方法等、研修を行う前に、マニュアルの提示、またオンラインでの操作解説の場を設けたいと思っております。
11	Q	パソコンで受講したいと考えていますが、パソコンを持っていません。
	A	オンライン研修においては、パソコンをご準備いただく必要があります。ただし、パソコンを準備できない場合は、タブレットによる受講も可能です。 また、今年度中にどうしても資格を取得する必要がある方につきましては、事業所又は知人やいはレンタルショップ等よりパソコン等をお借りすることもご検討ください。 ※レンタル費用は自己負担となります。
12	Q	パソコンやタブレットを持っていないため、スマートフォンでの受講を検討しています。スマートフォンでの受講は可能ですか。
	A	スマートフォンでは利用できる機能に限りがあるため受講において使用不可となります。トラブルなく、円滑に研修へ参加していただけるよう、 <b>可能な限りパソコンでの受講を推奨します。</b>